

目 次

I	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要	(1)
1	適用額明細書の様式	(2)
2	Q & A	(3)
3	適用額明細書の提出（流れ）	(5)
II	適用額明細書の書き方	(6)
1	記載要領	(6)
2	租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方	(7)
3	整理番号・業種番号の表示位置	(8)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）	… (8)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告をe-Taxで行った法人）	… (9)
	・ 【e-Taxを利用して提出する場合】	… (10)
	・ 事業種目・業種番号一覧表	… (11)
4	記載に当たっての留意事項	(13)
	・ 記載誤りにご注意ください	(14)
III	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方（目次）	… 目次：〔1〕～〔4〕
○	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	… 1～104
	国税庁ホームページへの掲載	… 105

凡 例	
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年 3 月31日 号外法律第 8 号）
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成22年 3 月31日 号外政令第67号）
法附則	租特透明化法附則
平成23年旧措置法	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法
平成23年12月旧措置法	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第 1 条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧効力措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年旧措置法
特定非営利活動促進法改正前旧措置法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第 9 条の規定による改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第 4 項に規定する旧認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

（注）この手引は、平成 24 年 7 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。